

## (3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

## イ 介護職員処遇改善加算

◇常勤介護職員49名の基本給を1人平均約29,112円増額【49名×平均約29,112円×12ヶ月＝17,117,760円】

◇非常勤介護職員36名の基本給を1人平均約3,971円増額【36名×平均約3,971円×12ヶ月＝1,715,508円】

◇特養ホーム介護職員の夜勤手当1回:2,000円増額の継続支給【年784回×2,000円＝1,568,000円】

◇【常勤:38名・非常勤:5名】の介護福祉士有資格者に介護福祉士手当:月額7,000円を継続支給

【43名×7,000円×12ヶ月＝3,612,000円】

◇介護職員【常勤:49名、非常勤:36名】に対し、月額10,000円の介護職員処遇改善調整手当(実績により変動あり)を支給。

【85名×10,000円×12ヶ月＝10,200,000円】

◇常勤・非常勤介護職員に対し、2,510,000円を一時金として令和4年12月に配分。

◇賃金改善額に対する法定福利費【36,723,268円×14.1%(社会保険事業主負担)＝5,177,981円】

◇手当の総額が加算の総額を超えない場合は、追加の一時金として支給する。

## (3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

## ロ 介護職員等特定処遇改善加算

◇「経験・技能のある介護職員」＝常勤27名及び非常勤14名に対し、常勤換算割合(年間460.9名)に応じ月額約16,238円(法定福利費含む)支給する。

16,238円×460.9＝約7,482,470円

◇「他の介護職員」＝常勤11名及び非常勤29名に対し、常勤換算割合(年間211.1名)に応じ月額約14,760円(法定福利費含む)支給する。

14,760円×211.1＝約3,099,600円

◇「その他の職員」＝常勤17名及び非常勤21名に対し、常勤換算割合(年間460名)に応じ月額約7,380円(法定福利費含む)支給する。

7,380円×460＝約3,453,840円

◇手当の総額が加算の総額を超えない場合は一時金として支給する。

※「経験・技能のある介護職員」の基準は、勤続年数に関係なく、介護福祉士取得者とする。